

## 水稲の共同育苗推進事業補助金交付要綱

(サステナブルな奈良の水田営農推進事業)

(趣旨)

第1条 知事は、本県の水田営農の持続性向上を図るため、水稲の共同育苗等生産コストの低減に取り組む団体に対し、共同育苗に要する資材費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、奈良県補助金等交付規則（平成8年6月奈良県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱の定めるところによる。

(補助事業対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、(1)～(5)の全てを満たす団体とする。

- (1) 奈良県内に住所を有する3戸以上の農業者が組織される団体で、代表者の定めがあること。
- (2) 団体に参加する個々の農業者の水稲作付面積が、10a以上かつ1.8ha未満であること。
- (3) 団体に参加する農業者の水稲作付面積の合計が、2.0ha以上であること。
- (4) 団体に参加する個々の農業者が、水稲生産用の3種の農業機械「トラクター」、「田植機」又は「コンバイン」のうち2種以上の機械を有すること。
- (5) 団体に参加する農業者が、前号の農業機械で育苗、田植え及び稲刈りが適正に行えること。

(事業の内容)

第3条 本事業の内容は、水稲の共同育苗推進事業経営改善計画書（別紙様式1-3）に基づき、水稲の共同育苗等に取り組むこととする。

(補助の対象経費及び補助額)

第4条 補助の対象経費は、水稲の共同育苗に要する資材費（種苗費、農薬衛生費、肥料費、諸材料費）とする。なお、共同育苗に要する種子（種籾）の購入は必須とする。また、これらの資材の取得に係る消費税及び地方消費税は、補助対象外とする。

補助額は、交付決定年度の水稲作付面積（経営所得安定対策の交付金に係る営農計画書に記載の水稲作付面積で、1a未満は切り捨て）の合計に12,000円/10aを乗じた額以内とし、30万円を上限とする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする団体は、次に掲げる書類を団体の所属する地域を管轄する農林振興事務所（農業振興事務所を含む）を通じて知事に提出しなければならない。

- (1) 水稲の共同育苗推進事業補助金交付申請書（第1号様式）
- (2) 暴力団員でないことの表明・確約書（第5号様式）
- (3) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 知事は、前条の書類を受理し、その内容が本事業の趣旨に照らして適当であると認められる場合、補助金の交付を決定し、その決定内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を、補助金の交付を申請した団体（以下「補助事業者」という。）に書面により通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、前条の規定による通知を受けた日から起算して15日以内に、申請の取下げをすることができる。

(計画変更、中止又は廃止の承認申請)

第8条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、水稻の共同育苗推進事業補助金変更承認申請書（第2号様式）を、団体の所属する地域を管轄する農林振興事務所（農業振興事務所を含む）を通じて知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業者の代表者又は団体の名称を変更したとき。
- (2) 第2条に規定する補助事業対象者の要件を欠いた等の理由により、補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- (3) 補助事業に要する経費が、補助金交付決定額よりも30%を超えて減るとき。
- (4) 補助金の金額が増加するとき。

(指示・監督)

第9条 知事は、補助事業者に対し、本事業の円滑かつ確実な実施を図るため、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

(完了報告及び評価)

第10条 補助事業者は、事業完了の日から起算して1箇月を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の3月15日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を団体の所属する地域を管轄する農林振興事務所（農業振興事務所を含む）を通じて知事に提出しなければならない。

- (1) 水稻の共同育苗推進事業補助金完了報告書（第3号様式）
- (2) その他知事が必要と認める書類

2 補助事業者は、事業完了年度の翌年度の12月末までに水稻の共同育苗推進事業経営改善実績書（別紙様式1-3）を団体の所属する地域を管轄する農林振興事務所（農業振興事務所を含む）を通じて知事に提出しなければならない。

(完了検査)

第11条 知事は、前条第1項に規定する書類の提出があったときは、現地及び書類等の検査を行うことができる。

(補助金の額の確定)

第 12 条 知事は、前条の規定による完了検査を行い、補助金額の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、規則第 13 条に基づき補助金の額を確定し、補助事業者に書面により通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第 13 条 補助事業者は、前条の規定による補助金の額の確定後、速やかに水稻の共同育苗推進事業補助金交付請求書(第 4 号様式)を団体の所属する地域を管轄する農林振興事務所(農業振興事務所を含む)を通じて知事に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第 14 条 知事は、前条に規定する書類を受理した場合においてその内容を適当と認めるときは、補助事業者に補助金を交付する。

(補助金の返還)

第 15 条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 事業計画の不履行が明らかになったとき。
- (2) 第 6 条の規定により知事が決定した内容及び付した条件に違反したとき。
- (3) 第 11 条の規定による検査を正当な理由無く拒んだとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(帳簿及び証拠書類等)

第 16 条 補助事業者は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出について証拠書類を補助事業終了の翌年度から起算して 5 年間整備保管しておかななければならない。

(財産の処分の制限)

第 17 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)を、知事の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 補助事業者は、取得財産等について、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

3 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(その他)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年6月10日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

令和 年度水稻の共同育苗推進事業 補助金交付申請書

令和 年 月 日

奈良県知事 殿

事業実施主体(団体)の名称

代表者の氏名

代表者の住所

令和〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、水稻の共同育苗推進事業補助金交付要綱第5条の規定に基づき、〇〇円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

区 分	補助事業に 要する経費	負 担 区 分		備 考
		県補助費	その他	
水稻の共同育苗推進 事業	円	円	円	
合 計				

事業の完了予定年月日 〇〇年〇〇月〇〇日

添付書類

- ・水稻の共同育苗推進事業申請書（別紙様式1）

第2号様式（第8条関係）

令和 年度水稲の共同育苗推進事業 補助金変更承認申請書

令和 年 月 日

奈良県知事 殿

事業実施主体(団体)の名称

代表者の氏名

代表者の住所

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け奈良県指令農水振第〇〇号で交付決定通知のあった水稲の共同育苗推進事業について、下記のとおり変更したいので、承認されたく、水稲の共同育苗推進事業補助金交付要綱第8条の規定により、別紙関係書類を添えて申請します。

記

区 分	補助事業に 要する経費	負 担 区 分		備 考
		県補助費	その他	
水稲の共同育苗推進 事業	円	円	円	
合 計				

変更前後が分かるように二段書きし、変更前を括弧書きとすること。

事業の完了予定年月日 〇〇年〇〇月〇〇日

変更の理由

添付書類

- ・水稲の共同育苗推進事業変更申請書（別紙様式1）

※変更前後が分かるように記載すること。

第3号様式（第10条関係）

令和 年度水稻の共同育苗推進事業 補助金完了報告書

令和 年 月 日

奈良県知事 殿

事業実施主体(団体)の名称

代表者の氏名

代表者の住所

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け奈良県指令農水振第〇〇号で交付決定通知のあった水稻の共同育苗推進事業については、令和〇〇年〇〇月〇〇日に完了したので、水稻の共同育苗推進事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

区 分	補助事業に 要した経費	負 担 区 分		備 考
		県補助費	その他	
水稻の共同育苗推進 事業	円	円	円	
合 計				

経費の積算が分かる一覧表を添付すること。

事業の完了年月日 〇〇年〇〇月〇〇日

第4号様式（第13条関係）

令和 年度水稻の共同育苗推進事業 補助金交付請求書

令和 年 月 日

奈良県知事 殿

事業実施主体(団体)の名称

代表者の氏名

代表者の住所

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け奈良県指令農水振第〇〇号で交付決定通知のあった水稻の共同育苗推進事業補助金について、水稻の共同育苗推進事業補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり補助金の交付を請求します。

記

請 求 額 〇〇〇, 〇〇〇円

金融機関名	
支店名	
預金種別	
口座番号	
口座名義人(カナ)	



第5号様式（第5条関係）

暴力団員でないことの表明・確約書

奈良県知事 殿

記入日 年 月 日

住 所  
氏 名（署名）

私は、下記のことを表明・確約します。

なお、本表明・確約書の内容について、奈良県が奈良県警本部に照会することを承諾します。

記

- 1 私は、奈良県暴力団排除条例（以下、「条例」という）第2条第2号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）ではありません。
- 2 私は、次に例示する条例第2条第1号に規定する暴力団（以下、「暴力団」という）又は、暴力団員と密接な関係を有する者ではありません。
  - （1）暴力団員が事業主又は役員に就任している者
  - （2）暴力団又は暴力団員が実質的に運営している者
  - （3）暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者
  - （4）契約の相手方が暴力団員であることを知りながら、その者と商取引に係る契約を締結している者
  - （5）暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益または便宜を供与している者
  - （6）暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している者
- 3 私は、自ら又は第三者を利用して、次の各号のいずれかに該当する行為を行いません。
  - （1）暴力的な要求行為
  - （2）法的な責任を超えた不当な要求行為
  - （3）取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - （4）風説を流布し、偽計又は威力を用いて貴県の信用を棄損し、または貴県の業務を妨害する行為
  - （5）その他前各号に準ずる行為
- 4 私は、上記1～3のいずれかに反したと認められることが判明した場合及び、この表明・確約に違反した場合は、水稻の共同育苗推進事業補助金交付要綱第15条に基づき交付決定が取り消されても異議を申し立てず、また賠償ないし保証を求めないと共に、これにより損害が生じた場合は、私の責任とします。

以上

(別紙様式1)

水稻の共同育苗推進事業(変更)申請書

令和 年 月 日

奈良県食農部農業水産振興課長 殿

住所
団体名
代表者名
代表者連絡先 ( )

令和 年度 水稻の共同育苗推進事業として、下記の実施内容を希望します。

記

1 事業計画

事業実施場所 (共同育苗の予定場所)	
事業実施体制	戸
申請年度水稻作付面積合計	a (小数点以下切り捨て)
次年度水稻作付予定面積合計 (共同作業実施年度)	a (小数点以下切り捨て)

※別紙様式1-2を添付すること

2 事業内容

(団体の設立の経緯、共同育苗及び農業機械の共同利用等の可能性について、簡潔に記入。)
--

※別紙様式1-3を添付すること

3 事業実施要件

- 奈良県内に住所を有する3戸以上の農業者で組織される団体で、代表者の定めがある。
- 団体に参加する個々の農業者の水稻作付面積が、10a以上かつ1.8ha未満である。
- 団体に参加する農業者の水稻作付面積の合計が、2.0ha以上である。
- 団体に参加する個々の農業者が、水稻生産用の3種の農業機械「トラクター」、「田植機」又は「コンバイン」のうち2種以上の機械を有する。
- 団体に参加する農業者が、上記の農業機械で育苗、田植え及び稲刈りが適正に行える。

※別紙誓約書を添付すること

# 誓 約 書

奈良県食農部農業水産振興課長 殿

私たちの団体 の全ての構成員は、  
「水稻の共同育苗推進事業」申請年度に稲作を実施しており、  
申請翌年度に団体の共同育苗に取り組むことを誓約します。

団体構成員氏名（署名）

---

---

---

---

---

---

---

---

(別紙様式1-2)

団体構成員一覧表

	氏名	住所	年齢 ※1	役職・役割等	申請前年度の 収支内訳書の 作成有無 (有:○) ※2	申請年度水 稲作付合計 面積(a) ※3	次年度水稲 作付 面積(a)	所有する農業機械の台数と能力		
								トラクター (台数、 馬力)	田植機 (台数、 植付条数)	コンバイン (台数、 刈取条数)
代表者										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
計					0	0	0			

※1：申請年度の4月1日現在の年齢

※2：申請前年度の確定申告の収支内訳書等、水稲生産に係る収支内訳を作成した者とし、その写しを添付すること

※3：構成員の申請年度営農計画書（経営所得安定対策にかかる申請書類）の水稲作付面積とし、その写しを添付すること

令和 年度 水稲の共同育苗推進事業 経営改善計画（実績）書

①団体名	
②代表者名	
③共同育苗の実施場所	
④団体構成員	戸
⑤水稲作付予定（実績）面積合計	a（小数点以下切り捨て）
⑥経営改善のために共同で取り組む（取り組んだ）内容	
1 水稲の共同育苗（必須） <span style="float: right;">※別表「資材費の購入計画（実績）内訳表」を添付すること</span>	
取り組む （取り組んだ）：○	
○	
2 収量・品質の確保に向けた優良種子の利用（必須）	
取り組む （取り組んだ）：○	
○	
3 農業機械（トラクター、田植機、コンバイン）の共同利用	
取り組む （取り組んだ）：○	
4 環境保全型農業の共同実践	
取り組む （取り組んだ）：○	
5 独自の出荷袋の作成による共同販売	
取り組む （取り組んだ）：○	
6 葉色診断による適正な肥培管理	
取り組む （取り組んだ）：○	
7 その他、生産コスト低減、販売額向上に関する共同取組	
取り組む （取り組んだ）：○	

別表

共同育苗資材費 購入計画（実績）内訳表

	資材名※	単価 (税抜き)	数量	金額 (税抜き)
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				

※水稲の共同育苗に真に必要な資材のみとし、機械、備品、農業用パイプハウス等は補助対象外とする。

合計  
(税抜き)

--